年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三七三を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇三七三を、市場公募都市の平成十八年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るもの（「平成十八年度地方債同意等基準運用要綱等について」（平成十八年三月三十一日付け総財地第百九号）三6⑷に定めるＰＦＩ事業により行われる事業に係るものを除く。）の額に〇・〇〇三七三を、平成十三年度以前からの継続事業に係るもののうち「平成十八年度地方債同意等基準運用要綱等について」三6⑷に定めるＰＦＩ事業により行われる事業に係るものの額に〇・〇〇六八一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二八三を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇二八三を、市場公募都市以外の市町村の平成十八年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るもの（「平成十八年度地方債同意等基準運用要綱等について」三6⑷に定めるＰＦＩ事業により行われる事業に係るものを除く。）の額に〇・〇〇四八八を、平成十三年度以前からの継続事業に係るもののうち「平成十八年度地方債同意等基準運用要綱等について」三6⑷に定めるＰＦＩ事業により行われる事業に係るものの額に〇・〇〇八二三を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇八二三を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇三七三を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇三七三を、市場公募都市の平成十九年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇四一一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三〇八を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇三〇八を、市場公募都市の平成十八年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るもの（「平成十八年度地方債同意等基準運用要綱等について」（平成十八年三月三十一日付け総財地第百九号）三6⑷に定めるＰＦＩ事業により行われる事業に係るものを除く。）の額に〇・〇〇六七八を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三〇七を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇三〇七を、市場公募都市以外の市町村の平成十八年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るもの（「平成十八年度地方債同意等基準運用要綱等について」三6⑷に定めるＰＦＩ事業により行われる事業に係るものを除く。）の額に〇・〇〇四九九を、平成十三年度以前からの継続事業に係るもののうち「平成十八年度地方債同意等基準運用要綱等について」三6⑷に定めるＰＦＩ事業により行われる事業に係るものの額に〇・〇〇八三一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三七一を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇三七一を、市場公募都市の平成十九年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇四〇九を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三〇七を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇三〇七を、市場公募都市以外の市町村の平成十八年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係る